

埼玉おもちゃ美術館 公式フォトパートナー規約

制定日
2026年8月19日

本規約は、学校法人ソーシャルインパクト学園が運営する埼玉おもちゃ美術館（以下「当館」といいます。）の公式フォトパートナー制度について、登録者が館内で安全かつ適切に撮影活動を行うための条件を定めるものです。登録申込みを行う方は、本規約を十分に確認し、同意のうえでお申し込みください。

登録料は無料	撮影利用料は1組につき2,000円です。下見は通常来館として所定の入館料が必要です。
事前予約・承認制	撮影日、時間、場所、機材等は事前に申請し、当館の承認を受けてください。
被写体の同意が必須	特に子どもの撮影・公開は、保護者の明確な同意と安全への配慮が必要です。

第1条 目的および適用

本規約は、公式フォトパートナー制度の登録、館内での撮影、撮影データの管理および公表その他これらに付随する事項に適用されます。登録者は、本規約のほか、当館の利用案内、個別の撮影案内、スタッフの指示および関係法令を遵守するものとします。

第2条 定義

- 「公式フォトパートナー」とは、当館が所定の審査を経て本制度への登録を認めた法人または個人をいいます。
- 「撮影」とは、写真、動画、音声その他これらに類する方法による記録をいいます。
- 「撮影データ」とは、撮影により取得した写真、動画、音声、編集データ、付随情報その他一切の記録をいいます。

第3条 申込みおよび登録

登録希望者は、当館所定の申込フォームに正確かつ最新の情報を入力し、本規約に同意して申込みを行うものとします。当館は、活動実績、撮影分野、公開媒体、制度との適合性その他必要な事項を確認し、登録の可否を判断します。審査結果の理由は開示しない場合があります。

- 登録料は無料です。
- 申込みは登録を保証するものではありません。
- 登録上の地位または権利を第三者へ譲渡、貸与または名義貸しすることはできません。

第4条 制度の性質

公式フォトパートナーの登録は、当館と登録者との間に雇用、委任、代理、フランチャイズ、共同事業その他これらに類する関係を生じさせるものではありません。また、当館は、撮影機会、顧客の紹介、売上、収益、広報効果その他の成果を保証しません。

第5条 撮影の申請および承認

登録者が館内で撮影を行う場合は、当館が指定する方法により、撮影日、時間、場所、被写体、人数、目的、機材その他当館が求める事項を事前に申請し、承認を受けなければなりません。承認内容に変更がある場合も同様とします。

- ・撮影可能日、時間、場所および受入件数は、混雑状況、行事、施設運営、安全管理等を考慮して当館が定めます。
- ・撮影前の下見は、通常の来館として取り扱います。下見を行う方は、所定の入館料を支払い、一般の利用案内および館内ルールに従うものとします。
- ・撮影利用料は1組につき2,000円です。1日に複数組を撮影する場合は、撮影した組数分の撮影利用料が必要です。
- ・撮影当日は、カメラマン（撮影者）、被写体および同伴者の全員について、それぞれ通常の入館料が必要です。
- ・承認は当該申請に限り有効であり、継続的または包括的な撮影許可を意味しません。

第6条 館内撮影ルール

登録者は、安全で快適な館内環境を守るため、次の各号を遵守するものとします。

- ・一般来館者の利用を優先し、通路、遊具、展示、出入口、避難経路等を占有または妨害しないこと。
- ・三脚その他の機材は事前に申告し、当館が認めた範囲で使用する。背景紙の持込みおよび使用は禁止します。
- ・フラッシュおよび大型照明は原則使用できません。小型のバッテリー式照明は、他のお客さまの利用や安全に支障がない範囲で、事前申請・承認を受けた場合に限り使用できます。
- ・館内のコンセントその他の電源設備は使用できません。
- ・ドローン機器の持込み、飛行および撮影は禁止します。
- ・大音量を伴う機材その他安全または利用環境に影響する機材は、当館の明示的な許可なく使用しないこと。
- ・展示物、遊具、家具等を無断で移動、加工、装飾または撮影用に固定しないこと。
- ・立入禁止区域、スタッフ専用区域その他当館が指定する区域へ立ち入らないこと。
- ・混雑、災害、事故、急病、施設不具合その他の事情がある場合は、直ちに撮影を中断し、スタッフの指示に従うこと。

第7条 被写体の同意および子どもの保護

登録者は、撮影および撮影データの利用について、被写体本人の自由意思に基づく明確な同意を、撮影前に取得しなければなりません。被写体が未成年者である場合は、原則として保護者その他の法定代理人の同意を取得し、撮影中も保護者の立会いまたは適切な監督を確保するものとします。

- ・同意を取得する際は、撮影目的、利用媒体、公開範囲、利用期間、第三者提供の有無その他必要な事項を分かりやすく説明すること。
- ・同意の内容を確認できる書面、電子記録その他の記録を、必要な期間適切に保管すること。
- ・撮影対象でない来館者やスタッフが識別可能な状態で写り込まないように配慮すること。特に、撮影対象でないお子さまが写らないよう、撮影位置、構図および時間帯を工夫すること。
- ・撮影対象でないお子さまがやむを得ず写り込んだ場合は、公表、納品または第三者への提供の前に、ぼかし、トリミングその他の編集を行い、個人を特定できない状態にすること。
- ・撮影対象でない子どもに対し、保護者の承諾なく氏名、連絡先、SNSアカウントその他の個人情報を尋ね、交換し、または館外での接触を求めないこと。
- ・危険な姿勢や行為を求めること、子どもの尊厳を損なう演出を行うこと、過度な負担や不安を与えることを禁止します。

第8条 個人情報および撮影データの管理

登録者は、被写体その他の個人に関する情報および撮影データを、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令ならびに取得した同意の範囲に従い、適切に取り扱うものとします。

- ・撮影データへのアクセスを業務上必要な者に限定し、端末、クラウド、記録媒体、パスワード等を適切に管理すること。
- ・本人または保護者の同意なく、撮影データを第三者へ提供、販売、公衆送信または目的外利用しないこと。
- ・本人または保護者の明示的な同意なく、撮影データを顔認識、生成AIの学習、モデル作成その他これらに類する用途へ利用しないこと。
- ・漏えい、紛失、誤送信、不正アクセスその他の事故またはそのおそれを把握した場合は、直ちに必要な拡大防止措置を講じ、当館および関係者へ報告すること。
- ・本人または保護者から合理的な削除、公開停止その他の申出があった場合は、法令および契約上必要な保存を除き、速やかに対応すること。

第9条 著作権、肖像等の権利

撮影データの著作権は、別段の合意がない限り、登録者または正当な権利者に帰属します。ただし、館内での撮影許可は、展示物、玩具、造作、ロゴ、商標、キャラクター、音楽その他第三者が権利を有する対象について、複製、公衆送信、広告利用、商品化その他の利用を当然に許諾するものではありません。登録者は、自らの責任で必要な権利処理を行うものとします。

登録者が当館へ撮影データを提供し、当館がウェブサイト、SNS、広報物、館内掲示、事業報告等に利用する場合は、提供時に利用目的、媒体、期間、クレジット表示、編集の可否その他の条件を別途確認します。

第10条 公式名称、ロゴおよびSNS等での表示

登録者は、登録期間中に限り、事実即して「埼玉おもちゃ美術館 公式フォトパートナー」である旨を表示できます。ただし、当館が登録者の商品、役務、価格、撮影品質その他を保証または推奨していると誤認させる表示をしてはなりません。

- ・撮影データは、Instagramその他のSNSへ投稿できます。ただし、投稿前に被写体本人の了承を得ること。被写体が未成年者である場合は、保護者その他の法定代理人の了承を得ること。
- ・登録終了または取消し後は、公式フォトパートナーであると受け取られる表示を速やかに削除または修正すること。
- ・当館から事実誤認、権利侵害、安全上の問題その他不適切な掲載について修正、非公開または削除の要請を受けた場合は、速やかに対応すること。

第11条 禁止事項

登録者は、次の行為をしてはなりません。

- ・法令、公序良俗、本規約、当館の利用案内またはスタッフの指示に違反する行為。
- ・当館、来館者、被写体、スタッフまたは第三者の権利、信用、名誉、プライバシーまたは安全を害する行為。
- ・無断の営業、勧誘、物品販売、募金、宗教活動、政治活動、ネットワークビジネスその他撮影目的を超える行為。
- ・差別的、暴力的、性的、威圧的、虚偽または誤解を招く表現、子どもの尊厳を害する表現その他当館の理念に反する表現に撮影データを利用する行為。
- ・他の登録者への名義貸し、申請外の撮影者の同行、撮影枠の転売または第三者への再許諾。
- ・当館の運営を妨げ、または当館の信用を損なうおそれがあると当館が合理的に判断する行為。

第12条 顧客との契約および費用

登録者と撮影依頼者との間の撮影契約、料金、納品、キャンセル、返金、撮影データの利用、苦情その他の取引は、登録者の責任で行うものとし、当館は当該取引の当事者または保証人となりません。登録者は、自己の事業に関する税務、許認可、表示義務その他の法的義務を自ら履行するものとします。

登録料は無料です。撮影利用料は1組につき2,000円とし、1日に複数組を撮影する場合は、撮影した組数分の撮影利用料が必要です。撮影当日は、カメラマン（撮影者）、被写体および同伴者の全員について、それぞれ通常の入館料が必要です。交通費、保険料その他の費用は、別途の案内または合意がない限り登録者または撮影依頼者の負担とします。

第13条 安全管理、損害および保険

登録者は、撮影機材、同行者および撮影行為を安全に管理し、自己または関係者の故意または過失により当館、来館者、スタッフその他の第三者へ損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負います。当館は、当館の故意または重大な過失による場合を除き、登録者の機材の盗難・破損、撮影機会の喪失、顧客との紛争その他登録者に生じた損害について責任を負いません。

登録者には、撮影活動の内容に応じ、施設賠償責任保険、業務賠償責任保険その他必要な保険への加入を推奨します。

第14条 撮影の中止、変更および取消し

当館は、混雑、行事、施設運営、安全確保、設備不具合、災害、感染症、交通事情、行政上の要請、スタッフ配置その他やむを得ない事情により、撮影の全部または一部を中止、変更または延期できるものとします。この場合、当館は合理的な範囲で事前連絡に努めますが、登録者の逸失利益、顧客への返金、交通費その他の損害を補償しません。ただし、当館の故意または重大な過失がある場合を除きます。

第15条 登録の停止または取消し

当館は、登録者が次のいずれかに該当すると判断した場合、事前の催告なく撮影承認の停止、登録の一時停止または取消しを行うことができます。

- ・申込情報に虚偽、重大な誤記または重要事項の不開示があった場合。
- ・本規約、個別案内、当館の利用ルールまたはスタッフの指示に違反した場合。
- ・来館者、顧客、スタッフその他の第三者から合理的な苦情があり、改善が見込めない場合。
- ・個人情報、撮影データ、肖像、著作権その他の権利について重大な問題が生じた場合。
- ・当館または本制度の信用を著しく損なう行為があった場合。
- ・相当期間連絡が取れない場合、または登録継続が困難と当館が合理的に判断した場合。

登録の停止または取消しにより登録者に損害が生じても、当館は責任を負いません。ただし、当館の故意または重大な過失がある場合を除きます。登録終了後も、第7条から第13条、第17条、第19条およびその性質上存続すべき条項は有効に存続します。

第16条 反社会的勢力の排除

登録者は、自らおよび法人の場合は役員その他実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる反社会的勢力に該当せず、これらと資金提供、便宜供与その他社会的に非難される関係を有しないことを表明し、保証します。違反が判明した場合、当館は直ちに登録を取り消すことができます。

第17条 登録者の個人情報

当館は、登録申込みおよび制度運営に伴い取得する登録者の氏名、連絡先、所属、公開媒体その他の個人情報を、登録審査、本人確認、日程調整、安全管理、制度運営、連絡、紛争対応その他本制度に必要な範囲で利用します。取扱いの詳細は、当館のプライバシーポリシーに従います。

[埼玉おもちゃ美術館 プライバシーポリシー](#)

第18条 登録内容の変更および退会

登録者は、氏名、法人名、連絡先、公開媒体その他登録情報に変更があった場合、速やかに当館へ届け出るものとします。登録者は、当館所定の方法によりいつでも退会を申し出ることができます。ただし、退会前に発生した義務または紛争については、その解決まで責任を負うものとします。

第19条 規約の変更

当館は、法令の改正、施設運営、本制度の内容、安全管理その他の事情により、必要に応じて本規約を変更できます。重要な変更を行う場合は、当館ウェブサイト、申込フォーム、電子メールその他適切な方法により周知します。変更後に登録者が撮影を申請または実施した場合、登録者は変更後の規約に同意したものとみなします。

第20条 準拠法および合意管轄

本規約は日本法に準拠し、本制度または本規約に関して当館と登録者との間に紛争が生じた場合、当館と登録者は誠実に協議して解決を図るものとします。協議で解決しない場合は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定・運営

学校法人ソーシャルインパクト学園 埼玉おもちゃ美術館

〒341-0001 埼玉県三郷市彦糸3丁目1番1号

<https://museum.socialimpact.ed.jp/>

制定日：2026年8月19日